## 千葉市生活自立・仕事相談センター中央 相談支援員兼就労支援員募集要項

雇用形態	非常勤嘱託職員	
募集職種	生活困窮者への相談支援員兼就労支援員	
業務内容	千葉市の委託事業、生活困窮者自立促進支援事業を担当していただきます。生活に不安を抱える方(仕事、住まい、家計・債務など)を対象に、他機関と連携・協働しながら自立に向けた相談支援、就労支援、住まい探しの支援など、ご本人への伴走支援を行います。	
募集人数	1 名	
応募資格	・パソコン操作(ワード・エクセル)が可能な方 ・普通自動車免許資格をお持ちの方 ・相談支援業務*に1年以上従事していること ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員 いずれかの資格があれば尚可 *相談支援業務とは、行政、社会福祉法人または NPO 法人等で、福祉(高齢者・障害 者・こども分野)、医療の課題に関する相談に応じ、関係者・関係機関と連絡・調整 の上、必要な支援・サービスを提供する業務	
勤務日	原則月~金の週5日(土・日・祝日及び年末年始を除く)	
勤務時間	8:30~17:30 (実働8時間)	
勤務地	千葉市中央区中央 4-5-1 きぼーる 1 5 階 千葉市生活自立・仕事相談センター中央	
雇用要件	雇用期間	随時~令和8年3月31日 ※勤務成績や事業により更新の可能性あり
	給与	月額報酬 280,000円 別途交通費実費支給(月額上限55,000円)
	福利厚生	労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金
	休暇	年次有給休暇 (6か月経過後付与)、忌引休暇等、本会要綱の規定に よる。
選考方法	面接 ※日時は随時決定。	
その他	同一職種・同一内容の求人に対して過去にご応募いただいた方の再応募は受け付けていません。	
応募方法	事前に連絡の上、市販の履歴書(写真貼付)、職務経歴書(様式任意)及び資格証明書(写)を本会へ提出(郵送可)。	
書類の提出 及び 問い合わせ先	〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ3階 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 社会福祉課 相談支援班 担当:池田 電話:043-209-8780	